次期おおた障がい施策推進プラン（障害者計画・第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画・発達障がい児・者支援計画）策定について

１　計画の概要

（１）計画の位置付け

◎大田区障害者計画
　障害者基本法第11条第３項 に基づく「市町村障害者計画」
◎第５期大田区障害福祉計画
　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第１項 に基づく「市町村障害福祉計画」
◎第１期大田区障害児福祉計画
　児童福祉法第33条の20第１項 に基づく「市町村障害児福祉計画」
※いずれも、法律により策定が求められている法定計画
※「大田区発達障がい児・者支援計画」は、「おおた未来プラン10年(後期)」の発達支援に関する施策を具体的に実施するための個別計画（区独自の計画）

（２）策定事項

◎大田区障害者計画
- 障がい者のための施策に関する基本的な事項
  ※大田区発達障がい児・者支援計画を包含する。

◎第５期大田区障害福祉計画
- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度の障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要な見込量及び見込量確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

◎第１期大田区障害児福祉計画
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量及び見込量確保のための方策

（３）計画期間

平成30年度～平成32年度（３年間）

２　障がい分野の総合計画としての一体的な策定

児童福祉法の改正に伴い新たに策定する「第１期大田区障害児福祉計画」と、計画期間が満了を迎える区独自の計画である「大田区発達障がい児・者支援計画」を統合し、障がい分野の総合計画として一体的に策定する。

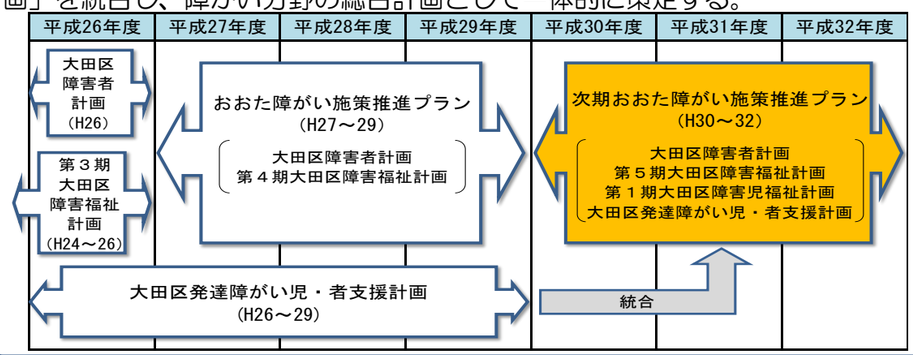

３　計画の内容

（１）国が示す基本指針

＜基本的理念＞
○自己決定の尊重と意思決定の支援
○障がい種別によらない一元的なサービスの実施
○地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
○地域共生社会の実現に向けた取組
○障がい児の健やかな育成のための発達支援

＜成果目標に関する事項＞
○地域生活支援拠点等の整備（継続）
○施設入所者の地域生活への移行（継続）
○福祉施設から一般就労への移行（拡充）
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）
○障がい児支援体制の整備（新規）

（２）計画構成（案）

◎計画概要
　計画策定の趣旨・背景、計画の位置付け、計画期間等

◎障がい者の状況分析
　手帳所持者数等の推移、実態調査結果等

◎推進する施策
- 基本理念、基本目標、施策の方向性等
- 重点施策、計画事業等
- 障害福祉サービス等の見込量、見込量確保のための方策、成果目標等

◎計画推進のための方策
　計画推進の体制、進行管理の体制等

（３）計画体系（案）

「おおた未来プラン10年（後期）」の障がい分野に掲げる施策を実施する個別計画として策定する。未来プランの体系を基に、「大田区実施計画」や「大田区地域福祉計画」、「おおた高齢者施策推進プラン」等との整合性・連携を保ち、事業の詳細を定める。

＜おおた未来プラン10年（後期）の施策体系＞

障がい者が地域で安心して暮らせるまちをつくります
- 障がいのある人もない人もともに支えあう地域づくり
  - （仮称）障がい者総合サポートセンターの設置・運営・充実
  - 高齢者等の権利擁護の推進（再掲1-3-3）
  - 自立支援協議会の活性化
  - 人材育成・人材の活用
  - 地域との交流の充実
  - ユニバーサルデザイン*に配慮した区民サービスの改善（再掲1-2-2）
- 障がい者が自分らしく暮らすための支援の充実
  - 障がい福祉サービスの適正な給付
  - 難病患者への支援（再掲1-2-1）
  - 地域生活支援事業の適正な給付
  - 就労支援の充実
  - 地域生活移行支援（グループホーム等）の充実
  - 居宅生活支援（緊急一時保護等）の充実
  - 日中活動支援（施設サービス等）の充実
- 障がい者にとっての災害時支援体制の確保
  - 災害時相互支援体制の整備（再掲3-1-5）
  - 福祉避難所の体制整備

＜大田区実施計画の施策体系＞

障がい者が地域で安心して暮らせるまちをつくります

No.	事業名
1	障がい者総合サポートセンター（さぽーとぴあ）の設置・運営・充実
2	就労支援の充実
3	地域生活支援拠点等の整備

４　計画策定スケジュール（予定）

大学教授、弁護士などの学識経験者、福祉、保健医療、教育、地域、雇用の分野の関係団体・関係機関の代表者、公募区民で構成される「大田区障がい者施策推進会議」で検討を進めていく。

	平成29年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画策定	●実態調査結果分析 ●計画骨子（基本理念、施策体系等）検討 ●重点施策検討			●サービス見込量検討 ●計画事業検討		●骨子とりまとめ		●素案とりまとめ	●パブリックコメント（12/12～1/10） ●区民説明会（12/12、13）	●計画案とりまとめ		●計画区長決定
推進会議		●第1回（5/30） ・進捗状況報告 ・実態調査結果報告、分析			●第2回（8/1） ・計画骨子について	●第3回（9/7）		●第4回（11/14） ・計画素案について			●第5回（2/13） ・計画案について	